

税務署長に申告書を提出した後で、記載内容に誤りがあることに気が付いたときは、どのようにすればよいでしょうか。

1 修正申告〔P97〕

申告書を提出した後に誤りがあることに気が付いたときで、先に申告した税額が過少である場合や還付金が過大である場合には、「修正申告」によって訂正し、納付します。修正申告は、税務署から更正を受けるまではいつでもできますが、なるべく早く申告してください。

2 更正の請求〔P98〕

申告書を提出した後に誤りがあることに気が付いたときで、先に申告した税額が過大である場合や還付金が過少である場合には、「更正の請求」によって正しい税額への訂正を求めることができます。

更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

※ 平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する国税については、更正の請求ができる期間は法定申告期限から1年以内です。